

第26回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月28日（土曜日）
午後1時（正午受付開始予定）

開催場所 東京都港区高輪4丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー17階
「オパール17」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役の報酬の額決定の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬の額決定の件

Abalance株式会社
証券コード：3856



証券コード 3856
2025年6月12日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番4号
A b a l a n c e 株式会社
代表取締役社長 岡 田 竜 介

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月27日(金)営業時間終了時(午後6時)までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2025年6月28日(土曜日) 午後1時
※当社は、決算期を6月30日から3月31日に変更しております。これに伴い、本総会の開催日は前回総会の応当日と離れております。
- 2. 場 所** 東京都港区高輪4丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
※昨年と違う階となっておりますのでご注意ください。
- 3. 目的事項
報告事項** 第26期(2024年7月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
第3号議案 監査等委員でない取締役の報酬の額決定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬の額決定の件

・お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
・開会時刻間際は会場受付が混雑いたしますので、お早目にご来場ください。
・会場のお席には限りがございます。ご希望に添えない場合もございますので予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第26回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。以下の当社ウェブサイト(投資家情報)にアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(投資家情報) <https://www.abalance.jp/ir>



また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスいただき、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



以上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。また、本総会の結果につきましては、決議通知の発送を取り止め、当社ウェブサイト(アドレス<https://www.abalance.jp>)に掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

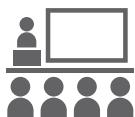
- ・ 事業報告の以下の事項：「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ・ 連結計算書類の以下の事項：「連結注記表」
- ・ 計算書類の以下の事項：「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

株主総会へ出席する場合



開催日時 2025年6月28日（土曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第26回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

議決権行使書を郵送する場合



行使期限 2025年6月27日（金曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットで議決権を行使する場合



行使期限 2025年6月27日（金曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

詳しくは次ページをご覧ください。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへ アクセスする

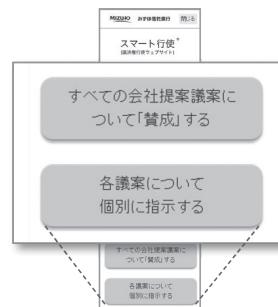
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議決権行使ウェブサイトを開く 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



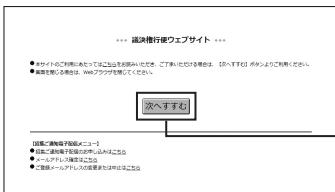
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが次ページの「議決権行使ウェブサイトによるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

議決権行使ウェブサイトによるご行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

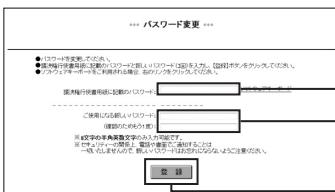


「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック



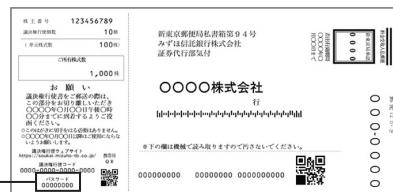
- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使の取扱い

- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-768-524 (フリーダイヤル)
 (受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、「再生可能エネルギーの中核的グローバル企業」の実現を中長期的な目標として掲げております。その達成に向けては、太陽光パネル製造事業におけるグローバル・サプライチェーンの競争力強化、グリーンエネルギー事業における安定収益基盤の構築、財務体質の改善、さらにはガバナンス及び内部統制の充実といった複合的な経営課題に対し、戦略的かつ一体的に取り組むことが重要であると認識しております。

こうした経営課題に的確に対応し、海外事業の推進及び経営管理体制のさらなる強化を図るため、当社グループの事業に精通し、豊富な経験と専門性を有する社内幹部人材を取締役として登用し、経営体制を強化することが適切であると判断いたしました。

この経営体制の強化を実現するにあたり、現行定款第18条に定める監査等委員でない取締役の員数（3名以内）を7名以内に増員するとともに、取締役の増員に伴い業務執行に対する監督体制の強化も図る必要があることから、同条第2項に定める監査等委員である取締役の員数（5名以内）についても7名以内に増員する定款変更を行うことといたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりでございます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 監査等委員でない取締役の員数は、 <u>3</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 監査等委員でない取締役の員数は、 <u>7</u> 名以内とする。
2 監査等委員である取締役の員数は、 <u>5</u> 名以内とする。	2 監査等委員である取締役の員数は、 <u>7</u> 名以内とする。

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

監査等委員でない取締役全員（3名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役に新たな3名を加えた5名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件としたものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	くにもと りょういち 国本 亮一 (1968年7月8日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">新任</div>	1991年4月 株式会社トーマン(現豊田通商株式会社)入社 2003年5月 ネットツーコム株式会社取締役就任 2008年10月 ヤーマン株式会社執行役員就任 2014年7月 株式会社鉄人化計画(現株式会社鉄人化ホールディングス)執行役員就任 2018年12月 当社管理本部副本部長 2022年1月 FUJI SOLAR株式会社執行役員就任(現任) 2024年9月 当社執行役員グループ事業戦略室長(現任) [重要な兼職の状況] FUJI SOLAR株式会社執行役員	1,100株
	[取締役候補者とした理由] 国本亮一氏は、大手商社において、フィリピンや香港など海外勤務も含め経理部門での豊富な業務経験を積んでおり、また新規上場を目指す事業会社において執行役員として上場準備業務に携わるなど、管理・運営面における豊富な知見を有しております。当社入社後は、管理本部全般を統括する管理本部副本部長を担当、その後、FUJI SOLAR株式会社執行役員として当社重要子会社であるベトナム国VSUN事業の管理責任者を務めるなど、当社ガバナンスの強化及び海外事業推進にあたってきており、今後再生可能エネルギー分野においてグローバルに安定して成長を目指していくために適任であると判断し、取締役候補者としてしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	<p style="text-align: center;">りゅう じゅん せい 龍 潤 生 (1971年10月21日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>	<p>2006年6月 WWB株式会社設立代表取締役就任 2011年11月 当社代表取締役就任 2016年9月 当社取締役就任(現任) 2017年3月 株式会社バローズ代表取締役 2018年4月 Vietnam Sunergy Joint Stock Company Chairman of the Board(現任) 2024年6月 WWB株式会社取締役CEO(現任) 株式会社バローズ取締役(現任) 2024年7月 TOYO Co., Ltd Chairman of the Board(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] WWB株式会社取締役CEO、株式会社バローズ取締役、 Vietnam Sunergy Joint Stock Company Chairman of the Board、TOYO Co., Ltd Chairman of the Board</p>	4,360,250株
<p>[取締役候補者とした理由] 龍潤生氏は、当社の取締役として、社会に向けた価値の提供を通じて、グローバルな事業基盤を整備し、当社グループの事業領域の拡大や収益構造の変革を推進するなどの十分な実績を有しており、今後もこの経験を当社グループの経営及びグローバルビジネス戦略の推進に活かすことができるものと判断し、あらためて選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	ふじ さわ もと はる 藤 澤 元 晴 (1952年5月16日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	1977年4月 株式会社東京相和銀行(現株式会社東京スタ ー銀行)入行 1993年3月 同行飯田橋支店長 1995年5月 同行審査部審査役 業務部・融資部副部長 1998年3月 同行本店第五部部長 資産査定部長 1999年12月 シティファイナンシャルジャパン(シティグ ループ)本部長 2007年2月 ベア・スターンズ証券ダイレクター 2013年5月 株式会社新生銀行(現株式会社SBI新生銀行) 法人統括部推進役 2017年4月 昭和リース株式会社営業本部営業推進役 2018年4月 当社財務担当シニアゼネラルマネジャー 2020年10月 当社常務執行役員就任 2022年3月 株式会社デジサイン代表取締役(現任) 2022年3月 株式会社FORTHINK代表取締役(現任) 2022年7月 明治機械株式会社常務取締役就任(現任) 2024年9月 当社常務取締役就任(現任) 2024年12月 WWB株式会社取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社デジサイン代表取締役、株式会社FORTHINK代表取 締役、明治機械株式会社常務取締役、WWB株式会社取締役	16,200株
[取締役候補者とした理由] 藤澤元晴氏は入社以来、ファイナンス及び経営管理全般の要職を担当しており、当社グループの事 業領域の拡大や経営基盤の強化に十分な実績を有しており、今後もこの経験を当社グループの経営や 事業基盤の整備及びコーポレートガバナンスの推進に活かすことができると判断し、あらためて 選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	し ば た か ず や す 柴 田 一 泰 (1966年6月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1991年 4 月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 1997年 9 月 青山監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)入所 2003年 4 月 公認会計士登録 2012年 1 月 ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社 コントローラー 2014年 6 月 株式会社リサイクルワン(現株式会社レノバ) 経営管理本部長 2021年 8 月 柴田一泰公認会計士事務所 2024年 4 月 当社入社 管理本部経理部長(現任) [重要な兼職の状況] WWB株式会社監査役	0株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>柴田一泰氏は、大手監査法人において、上場企業の会計監査等に携わり、公認会計士として会計の専門的な知識及び経験を有しております。また一般事業会社2社において再生可能エネルギー発電所等のファイナンス及び経営管理全般に携わるなど十分な実績を有しております。当社入社後は経理部長として経営管理面で専門的な知識を発揮して活躍いただいております。今後もこの経験を当社グループの経営や事業基盤の整備に活かすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	はしもと こういち 橋本 公一 (1972年12月31日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1997年 4月 株式会社足利銀行入社 2019年 8月 株式会社ユニゾホールディングス入社 2022年 6月 当社入社管理本部財務部副部長 2023年 8月 株式会社デジサイン取締役就任(現任) 株式会社FORTHINK取締役就任(現任) 2024年 8月 当社管理本部財務部長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社デジサイン取締役、株式会社FORTHINK取締役	0株
[取締役候補者とした理由] 橋本公一氏は、金融関係の業務に永年携わってきた経験から、財務及び法務に関する高い見識を有しており、当社入社以来ファイナンス及び経営管理全般を担当し、当社グループの事業領域の拡大や基盤強化に十分な実績を有しております。今後もこの経験を活かし当社グループの経営に対する実効性の高い役割を果たし、事業基盤の整備、コーポレートガバナンスの推進が出来るものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求が為されたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
3. 取締役候補者の所有する当社株式は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

第3号議案 監査等委員でない取締役の報酬の額決定の件

当社の取締役の報酬の額は、2006年1月25日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただき、2020年9月28日の第21回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行の際にこれを引き継ぎ、今日に至っております。

今般、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は5名となり、現在の取締役の報酬の額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬の額を年額3億円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員でない取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを前提条件と致します。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は現在は3名ありますが、定款に定める員数は5名以内から7名以内に増員となることから、監査等委員である取締役の報酬の額を年額30百万円以内から1億円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを前提条件と致します。

取締役の専門・得意分野

氏名	当社における地位	属性		性別	経験・専門性					
					企業 経営	法務/ リスク 管理	財務/ 会計	サステ ナビリ ティ	グロ ーバ ル	人事・ 人材育 成
国本 亮一	取締役			男性	○		○		○	○
龍 潤生	取締役			男性	○			○	○	
藤澤 元晴	取締役			男性	○	○	○			○
柴田 一泰	取締役			男性	○	○	○	○		
橋本 公一	取締役			男性	○	○	○			○
本間 勝	取締役(監査等委員)	独立	社外	男性		○	○	○	○	
柳瀬 重人	取締役(監査等委員)	独立	社外	男性	○	○	○		○	
中谷 百合子	取締役(監査等委員)	独立	社外	女性		○		○		○

※当社は取締役会が十分に機能を発揮し、当社グループの経営理念と目指すべき姿を実現するため必要となる専門性と経験を重視しております。上記は各取締役に期待されるスキルを最大4つに記載しておりますが、各人の全ての専門性や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2024年7月1日から
2025年3月31日まで)

当社は、2025年2月21日の臨時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の6月30日から3月31日に変更いたしました。

これにより、当第26期事業年度が2024年7月1日から2025年3月31日までの9ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①当連結会計年度における経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果も見られ、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調となりました。一方、世界経済は、欧米における高金利の継続や米国の政策動向、中国経済の先行きへの懸念、更には中東地域の情勢や金融資本市場の変動等の影響があり、依然として不透明な状況が継続しました。再生可能エネルギー市場においては、国内では、日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言の下、2030年度に温室効果ガス排出を2013年度比46%削減するとの目標が設定されています。国際的には、2024年に開催された国連気候変動枠組条約（COP29）及び米国のインフレ抑制法（IRA）による気候変動対応等、脱炭素社会の実現への取り組みは進展しており、再生可能エネルギー市場は、中長期的な成長が見込まれています。

当社グループの主力事業である太陽光パネル製造事業においては、世界的に需要は旺盛であるものの、太陽光関連製品の供給過剰から市況が軟調に推移しました。また、米国市場では、同国政府により、東南アジア4カ国に対するアンチダンピング関税及び相殺関税の賦課に関する検討が進み、税制の政策面でも不透明な状況が継続しました。このような経営環境に対応し、当社グループはインド及び台湾向けの新たな販売戦略を推し進めてまいりました。併せて、将来の収益拡大を見据え、エチオピア国のセル工場及び米国テキサスのパネル工場の建設準備も進めてまいりました。これら新工場に係る先行投資に伴い費用が発生したものの、グローバルにおける太陽光パネル市場が依然として厳しい環境の中、当連結会計年度において通期での黒字を確保いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は72,417百万円、営業利益は3,602百万円、経常利益は3,737百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は951百万円となりました。

太陽光パネル製造事業は、ベトナム国のVietnam Sunergy Joint Stock Company（以下、「VSUN」という。）及び太陽光パネルの上流工程となるセルを製造するTOYO SOLAR Company Limited 以下、

「TOYO SOLAR」という。) を傘下におくTOYO Co.,Ltd. (以下、「TOYO」という。) が連携し、グローバル・サプライチェーンの強化に取り組んでいます。

グリーンエネルギー事業は、太陽光発電所及び関連設備に係る物品販売（フロー型ビジネス）を継続するとともに、太陽光発電所の自社保有化（ストック型ビジネス）を展開することにより、事業基盤の強化に取り組んでいます。

セグメント毎の経営成績については、次のとおりです。

1. 太陽光パネル製造事業

売上高64,348百万円、セグメント利益3,489百万円となりました。

売上高は、主要な販売先である米国向け販売が太陽光パネル関連製品に対する輸入関税免除措置の終了（2024年6月）に加えて、アンチダンピング関税及び相殺関税の先行きの不透明さから受注が減少しましたが、インド国や台湾及びその他新規顧客向けの販売戦略が功を奏し、一定の水準を確保しました。一方で、エチオピア国及び米国テキサスの新工場建設に係る先行投資のコスト増加及びベトナム国のセル工場における棚卸評価損などの影響から、営業利益は減益となりました。米国向け販売の低迷によりベトナム工場の稼働率が低下したため、製造原価の低減等、収益の改善に取り組んでおります。

2. グリーンエネルギー事業

太陽光発電所及び関連設備に係る物品販売2,965百万円、売電及びO&M収入等4,476百万円を計上し、売上高7,441百万円、セグメント利益752百万円となりました。

当社グループでは、WWB株式会社（以下、「WWB」という。）及び株式会社バローズを主体に、太陽光発電所の販売のほか、太陽光パネル、PCS（パワーコンディショナ）、産業用及び住宅用蓄電池等の太陽光発電設備に係る部材販売をフロー型ビジネスとして行いつつ、売電収入を原資とする安定収入体制の構築のため、完工後も発電所を継続して保有・管理するストック型ビジネスを推進しています。フロー型ビジネスにおいては、販売数量増加を目指した国内の大手小売量販店をチャネルとする販売の拡大が進みました。ストック型ビジネスにおいては、自社の開発能力を活用した優良発電プロジェクトの開発に取り組み、発電所開発・建設を進め、事業基盤の拡充に取り組んでいます。更に、積極的な海外展開に取り組みほか、将来の社会的な課題として懸念されている太陽光パネルの廃棄問題に対する取り組みとして、PV Repower株式会社を中心に太陽光パネルのリユース事業を展開しております。

3. その他

売上高626百万円、セグメント損失10百万円となりました。

その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、IT事業、光触媒事業及び建機販売事業等を含んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は4,025百万円となりました。

その主なものは、自社保有発電所の取得804百万円及び太陽光パネル製造設備の取得3,183百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に太陽光パネル事業及び太陽光発電所の設備投資を目的として、長期借入金1,071百万円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度に、TOYO SOLAR LLC、TOYO SOLAR SINGAPORE PTE LTD 及びTOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PLCを設立いたしました。また、TOYO Solar Texas LLCを取得いたしました。

当連結会計年度に、株式会社デジサイン及び株式会社FORTHINKを売却いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2022年 6 月期)	第 24 期 (2023年 6 月期)	第 25 期 (2024年 6 月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	92,122	215,284	208,972	72,417
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	806	4,965	9,530	951
1 株当たり当期純利益 (円)	49.12	293.36	547.83	53.50
総 資 産 (百万円)	85,121	143,691	150,173	145,802
純 資 産 (百万円)	7,947	22,771	42,432	43,338
1 株当たり純資産額 (円)	353.33	726.88	1,337.80	1,358.44

(注1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。

(注2) 2022年9月1日付で普通株式1株あたり3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(注3) 第24期以前の状況については、2024年3月14日に関東財務局へ提出している有価証券報告書の訂正報告書における過年度の決算訂正を反映した数値を記載しております。

(注4) 第26期(当連結会計年度)につきましては、決算日の変更に伴い、2024年7月1日から2025年3月31日までの9カ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2022年 6 月期)	第 24 期 (2023年 6 月期)	第 25 期 (2024年 6 月期)	第 26 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	685	935	1,406	677
当 期 純 利 益 (百万円)	66	19	344	299
1 株当たり当期純利益 (円)	2.44	1.13	19.73	16.80
総 資 産 (百万円)	4,067	5,315	7,045	7,464
純 資 産 (百万円)	2,267	3,943	5,107	5,232
1 株当たり純資産額 (円)	76.97	212.18	269.13	278.36

(注1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。

(注2) 2022年9月1日付で普通株式1株あたり3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(注3) 第26期(当事業年度)につきましては、決算日の変更に伴い、2024年7月1日から2025年3月31日までの9カ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
Vietnam Sunergy Joint Stock Company	6,086億VND	44.37	太陽光パネル製造事業
TOYO Co., Ltd	6,010千USD	45.45	太陽光パネル製造事業
TOYO SOLAR Co., Ltd	11,623億VND	45.45	太陽光パネル製造事業
TOPTOYO INVESTMENT PTE.LTD.	10千USD	45.45	太陽光パネル製造事業
TOYO China Co., LTD	10百万円	45.45	太陽光パネル製造事業
TOYO AMERICA LLC	10千USD	45.45	太陽光パネル製造事業
TOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PLC	30,230千USD	45.45	太陽光パネル製造事業
TOYO Solar Texas LLC	2,957千USD	34.09	太陽光パネル製造事業
FUJI SOLAR株式会社	1百万円	51.00	太陽光パネル製造事業
W W B 株式会社	100百万円	100.00	グリーンエネルギー事業
株式会社バローズ	100百万円	99.95	グリーンエネルギー事業
株式会社カンパニオソーラー	1百万円	99.95	グリーンエネルギー事業

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
日本未来エナジー株式会社	30百万円	100.00	グリーンエネルギー事業
J.MIRAI 株 式 会 社	3百万円	100.00	グリーンエネルギー事業
合同会社WWBソーラー03	100百万円	100.00	グリーンエネルギー事業
株式会社フレックスホールディングス	30百万円	100.00	グリーンエネルギー事業
PV Repower株式会社	10百万円	51.00	グリーンエネルギー事業
角田電燃開発匿名組合事業	—	100.00	グリーンエネルギー事業
大衡村太陽光発電所匿名組合事業	—	100.00	グリーンエネルギー事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「再生可能エネルギーの中核的グローバル企業」を目指し、2030年までに国内と海外を合わせた保有発電容量1GW及び（年間）製造目標をインゴット・ウエハ8GW、セル16GW、太陽光パネル12GWとして、長期の事業目標としております。本目標を達成するため、下記事項をアクション・プランと捉えており、グループ全体の持続的成長に基づく企業価値の向上を図ってまいります。

1. VSUN及びTOYO SOLARの販売先の多角化と収益力の向上

ベトナム国に生産拠点を置くVSUNの太陽光パネル及びTOYO SOLARのセルについては、米国政府による東南アジア製太陽光パネル及びセルに対するアンチダンピング関税及び相殺関税の適用が最終決定されたことから、昨年より取り組みを強化している欧州及びインド国を始めとするアジア市場等販売先の多角化を更に推し進め、収益力の向上に取り組めます。

2. 米国ナスダック上場のTOYOを中心としたグローバル・サプライチェーン体制の確立

TOYO SOLARの親会社であるTOYOは昨年7月に米国ナスダックに上場し、今後太陽光関連製品のグローバル・サプライチェーンを強化します。TOYOはエチオピア連邦民主共和国において、セルの新工場（第1フェーズ）を建設しましたが、旺盛な需要を背景に、生産能力の増強を決定し、2026年3月期第2四半期中を目途に第2フェーズの生産を開始する予定です。TOYOが米国テキサス州に建設中の太陽光パネルの新工場への製品供給を行う他、外部顧客への販売も強化します。そして、今後米国市場において太陽光パネル関連製品の安定した供給体制を構築し、同国内での太陽光パネル製造事業の拡大に取り組めます。

3. 太陽光発電所の自社保有化による安定収益の確保

当社グループは太陽光発電所を自社保有化し、電力会社に電力販売をおこなうストック型ビジネスを強化しています。Non-FIT発電所開発・建設やM&Aも積極的に活用するほか、最適なポートフォリオの構築に取り組み、収益基盤の拡充を図ります。また、市場成長が見込まれる系統蓄電池事業においても、蓄電所の新規案件獲得に取り組み、事業拡大を目指してまいります。

4. 財務体質強化へ向けた自己資本比率の改善

当社グループは国内外で太陽光発電所等の開発プロジェクトに積極的に取り組んできました。その結果として、借入金の増加を主因に自己資本比率が低下傾向にありました。2023年6月期以降は太陽光パネル製造事業の成長を背景に、借入金の返済を進め、2025年3月期は自己資本比率が16.6%まで回復しております。今後も財務健全性を重視し、太陽光パネル製造事業及びグリーンエネルギー事業の成長によ

る利益剰余金の積み上げを図り、自己資本の増強に努めてまいります。

5. ガバナンス体制、及び内部統制の充実・強化

当社グループでは、監査等委員会設置会社として、監査等委員会が取締役の職務執行の組織的監査を担っています。監査等委員会は、3名の社外取締役で構成されており、各監査等委員は、内部監査部門の責任者及び会計監査人と密接に連携しています。新経営体制においても、コーポレートガバナンス体制及び内部統制機能の強化に引き続き取り組み、当社グループの健全な事業成長を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、太陽光パネル製造事業、太陽光発電所及び関連設備の販売並びに売電に関するグリーンエネルギー事業を主要な事業として行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当 社	本社：東京都品川区
Vietnam Sunergy Joint Stock Company	本社：ベトナム バクザン省
Vietnam Sunergy Europe GmbH	本社：ドイツ ヘッセン州
VSUN SOLAR USA Inc	本社：アメリカ合衆国 ニュージャージー州
Vietnam Sunergy (Bac Ninh) Company Limited	本社：ベトナム バクニン省
Vietnam Sunergy Wafer Co., Ltd	本社：ベトナム フンイエン省
TOYO SOLAR Co., Ltd	本社：ベトナム フートー省
TOYO Solar Texas LLC	本社：アメリカ合衆国 テキサス州
TOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PLC	本社：エチオピア連邦民主共和国 シダマ州
W W B 株式会社	本社：東京都品川区
株式会社バローズ	本社：大阪府吹田市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
太陽光パネル製造事業	1,613名	79名増
グリーンエネルギー事業	58名	11名減
その他	6名	37名減
全社（共通）	36名	2名減
合計	1,713名	29名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名	2名減	42.06歳	3年1か月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
Joint Stock Commercial Bank	14,562百万円
Military Commercial Joint Stock Bank	8,733百万円
株式会社みずほ銀行	4,552百万円
ベトナム投資開発銀行	2,894百万円
株式会社八十二銀行	1,031百万円
株式会社宮崎銀行	954百万円
株式会社紀陽銀行	919百万円
株式会社山口銀行	871百万円
株式会社徳島大正銀行	833百万円
株式会社千葉銀行	829百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 38,812,800株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,930,693株 |
| ③ 株主数 | 13,040名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
龍 潤 生	4,360,250株	24.43%
有限会社飯塚フューチャーデザイン	645,000	3.61
日 野 豊	490,000	2.75
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	425,000	2.38
山 下 博	380,450	2.13
塚 本 勲	369,300	2.07
楽 天 証 券 株 式 会 社	297,800	1.67
株 式 会 社 S B I 証 券	270,000	1.51
飯 塚 芳 枝	178,600	1.00
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	151,600	0.85

(注) 持株比率は自己株式 (82,522株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2022年12月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数：483個
- ・新株予約権の目的となる株式の数：48,300株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり 151円

- ・新株予約権行使時の払込金額：
新株予約権 1 個当たり 244,600円（1 株当たり2,446円）
- ・新株予約権を行使することができる期間：2023年10月1日～2025年9月30日
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権者は、2023年6月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書における売上高が150,000百万円を超過し、且つ、同連結損益計算書における営業利益が4,150百万円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の営業利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	483個	48,300株	1人

- ②当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2023年12月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数：535個
- ・新株予約権の目的となる株式の数：53,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり 28,100円

- ・新株予約権行使時の払込金額：
新株予約権 1 個当たり 333,000円（1 株当たり3,330円）
- ・新株予約権を行使することができる期間：2024年10月1日～2027年9月30日
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権者は、2024年6月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書における営業利益が18,960百万円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
また、上記の営業利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。
 - ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	525個	52,500株	1人
監査等委員（社外取締役）	10個	1,000株	1人

③当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した新株予約権の状況

2025年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数：845個
- ・新株予約権の目的となる株式の数：84,500株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり 32,800円
上記金額は、新株予約権の割当日(2025年3月17日)において、ブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
- ・新株予約権行使時の払込金額：
新株予約権1個当たり 66,300円（1株当たり663円）
- ・新株予約権を行使することができる期間：2028年2月28日～2030年2月27日
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	763個	76,300株	3人
監査等委員（社外取締役）	82個	8,200株	3人

④当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

- 2025年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数：955個
- ・新株予約権の目的となる株式の数：95,500株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり 32,800円
上記金額は、新株予約権の割当日(2025年3月17日)において、ブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
- ・新株予約権行使時の払込金額：
新株予約権1個当たり 66,300円（1株当たり663円）
- ・新株予約権を行使することができる期間：2028年2月28日～2030年2月27日
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	609個	60,900株	13人
子会社の役員及び使用人	346個	34,600株	8人

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 田 竜 介	
常 務 取 締 役	藤 澤 元 晴	株式会社デザイン代表取締役 株式会社FORTHINK代表取締役 明治機械株式会社常務取締役 WWB株式会社取締役
取 締 役	龍 潤 生	WWB株式会社取締役CEO 株式会社パローズ取締役 Vietnam Sunergy Joint Stock Company Chairman of the Board TOYO Co., Ltd Chairman of the Board
取締役監査等委員	本 間 勝	財務省財務総合研究所上席客員研究員
取締役監査等委員	柳 瀬 重 人	
取締役監査等委員	中 谷 百 合 子	株式会社タマミルキーウェイ社外取締役 株式会社ミライプロジェクト常勤監査役

- (注) 1. 取締役本間勝氏、柳瀬重人氏、及び中谷百合子氏は、社外取締役であります。なお、当社は本間勝氏、柳瀬重人及び中谷百合子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社においては、監査等委員と内部監査室の連携に基づき、内部統制システムを活用した監査を実施しており、監査等委員による監査の実効性は確保されていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)	
			固定報酬	ストックオプション
取締役 (監査等委員を除く)	4	47	47	0
(うち社外取締役)	(一)	(一)	(一)	(一)
取締役 (監査等委員)	5	8	8	0
(うち社外取締役)	(5)	(8)	(8)	(0)
合 計	9	56	56	0
(うち社外取締役)	(5)	(8)	(8)	(0)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記金額及び人員には、2024年9月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名、監査等委員である取締役2名（うち社外取締役2名）の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年9月28日開催の第21回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該取締役（監査等委員を除く）は3名となります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年9月28日開催の第21回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該取締役（監査等委員）は3名となります。
5. 上記報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当連結会計年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役 0百万円（うち、社外取締役0百万円）

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを原則とするが、当社の業績向上次第により、業績連動報酬等を取り入れることを視野に入れるものとする。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針は取締役会において決議するものとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

現在、当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを原則とするが、当社の業績向上次第により、業績連動報酬等を取り入れることを視野に入れるものとする。

今後、近い将来の時期に、当社の業務執行取締役の報酬として業績連動報酬等を取り入れる際には、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を示す各種指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとする。

目標となる業績指標とその値は、各年度の計画等の策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて、見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを原則とするが、当社の業績向上次第により、業績連動報酬等を取り入れることを視野に入れるものとする。

業務執行取締役の業績連動報酬等を採用する場合には、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏ま

え、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

中長期的に継続した業績向上の貢献意欲や士気を高めることを目的として、非金銭報酬等としてストックオプションを一定の時期に付与する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の業務執行取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長岡田竜介がその具体的内容について委任を受けることができるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

代表取締役社長に権限を一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したものであります。

6. 当事業年度の取締役会の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、上述の方針にもとづき代表取締役が決定を行っていることから、取締役会はその決定内容は方針に沿うものであると判断しております。

③ 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社および当社子会社の取締役ならびに監査役であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる株主代表訴訟ならびに第三者訴訟の損害を補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役ならびに監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約では、当該役員の違法行為等に起因して損害賠償責任が発生した場合及び当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険金支払の対象外としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）本間 勝氏は財務省財務総合研究所上席客員研究員であります。財務省財務総合研究所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）中谷百合子氏は株式会社タマミルキーウェイ社外取締役、株式会社ミライプロジェクト常勤監査役であります。株式会社タマミルキーウェイ、株式会社ミライプロジェクトと当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役 (監査等委員)	本間 勝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、監査等委員会として開催された10回のうち、10回に出席いたしました。 大蔵省（現財務省）の幹部公務員として、OECDや欧州復興開発銀行（EBRD）への出向を含む金融・財政分野の豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの資本政策やグローバル展開に関して適切な助言を行うなど、当社グループの中長期的な企業価値向上のための助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	柳瀬 重人	就任後に開催された取締役会10回のうち、10回に出席し、監査等委員会として開催された10回のうち、10回に出席いたしました。 大手金融機関やグローバルに展開するメーカー企業において培った幅広い知見と豊富な海外経験を備え、独立した立場から企業経営及びグローバルビジネス戦略の推進に対する的確な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中谷 百合子	就任後に開催された取締役会10回のうち、10回に出席し、監査等委員会として開催された10回のうち、10回に出席いたしました。 弁護士として企業法務に精通し、社外取締役や社外監査役の経験を通じ企業経営を統括する十分な見識と、国会議員の公設政策担当秘書の経験から環境問題や脱炭素社会に向けた企業の在り方や、当社の企業価値向上に対する独立した立場からの的確な助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と本間勝氏、柳瀬重人氏、中谷百合子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任中部総合監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、2024年9月26日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社及び子会社は、会社法及び施行規則並びに金融商品取引法に基づき、当社及び子会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）『及びその運用状況』を以下のとおり整備しております。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び子会社においては、企業の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社及び子会社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの遵守及び反社会的勢力排除のための基本方針の策定等により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
 - ロ. 当社及び子会社の役員は、この実践のため経営理念及び行動規範に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
 - ハ. 法令・定款等のコンプライアンスについては、管理部門責任者が責任者となり、当社グループの組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

- ② 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び子会社は、経営理念、行動規範の実践的運用と徹底を行う体制を構築するとともに、反社会的勢力排除の基本方針を遵守する体制を構築する。また、代表取締役COO、業務執行を担当する取締役及び管理部門責任者に、従業員に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 - ロ. 当社及び子会社の役員・従業員は、当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、内部通報制度を活用し報告することができる。管理部門責任者は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役COOと協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。

- ハ. 法令違反を未然に防ぐため、コンプライアンス・ホットラインとして「内部通報制度」を整備し全従業員への周知を図る。当該内部通報制度は、監査等委員である取締役及び外部の弁護士を通報先とし、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
 - ニ. 重要な通報については、その内容と会社の対応状況・結果について、適切に当社グループの役員・従業員に開示し、周知徹底する。
 - ホ. 代表取締役COOは、内部監査部門を統括する。内部監査部門は、代表取締役COOの指示に基づいて、業務執行状況の内部監査を行う。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役は、職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、社内規程に基づいて、それぞれの担当職務に従い適切に保存かつ管理する。
 - 1) 株主総会議事録と関連資料
 - 2) 取締役会議事録と関連資料
 - 3) 取締役会が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
 - 4) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - 5) その他取締役の職務に関する重要な文書
 - ロ. 管理部門責任者は、上記イ.における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者（以下「統制監視責任者」という）となる。
 - ハ. 統制監視責任者の業務執行を円滑に行うため、必要に応じて社外の弁護士に助言を求める。
 - ニ. 上記イ.に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ④ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社及び子会社の取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、常勤取締役に対して、経営会議において決定された施策の実践的運用を委嘱する。
 - ロ. 当社及び子会社の経営会議において、当社グループの組織横断的なリスク・マネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。

- ハ. 経営計画の執行の最高責任者である代表取締役COOは、経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクのアセスメントを行い、当社及び子会社の取締役会等における経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
 - 二. 上記の他、天災や不祥事等のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。
- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、当社の取締役のうち1名以上は独立社外取締役とし、子会社についても、重要度及び支配比率等に鑑み、社外取締役の選任を行っている。
 - ロ. 当社及び子会社の取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づいて、代表取締役及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
 - ハ. 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程及び職務権限規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。
 - 二. 当社の取締役会は、当社グループ全体について統括をし、その事業計画の効率的な運営と監視・監督の体制の整備を行う。
- ⑥ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な、規範・規則を当社グループの規程として整備する。
 - ロ. 当社グループの業務執行の状況については、定期的に取り締り会または経営会議に報告されるものとする。
 - ハ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、随時子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
 - 二. 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものでなければならない。

- ホ. 代表取締役COO及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには代表取締役COOがグループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について指導することを含む。
 - ヘ. 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じて取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
 - ト. 監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携等の確な体制を構築する。
 - チ. 当社は、取締役会の部門委員会として独立しかつ社外取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスク・コンプライアンスにおける課題の把握及び対応策の検討並びに役職員のコンプライアンス教育の推進を通じて、リスク管理及びコンプライアンス推進の実効性を高め、リスク・コンプライアンス体制を強化する。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告の基本方針」を定める。
- イ. 適正な会計処理の実施
当社及び子会社は、会計処理に係る法令及び会計基準に適合した内容の経理規程及び会計関連諸規則等を制定し、必要に応じてこれを改定・整備する。また、役員及び全従業員がこれを理解し遵守するよう、社内情報ネットワークへの掲載等を通じて周知徹底を図る。
 - ロ. 内部統制の有効性の確保
当社及び子会社は、金融商品取引法の内部統制に関する規定に則り、財務報告の適正性を確保するため、財務報告の信頼性に影響を与える可能性のある事象を抽出し、これを分析・評価し、不備等の存在が判明した場合には、必要に応じて関連規定や業務プロセスを修正する等、適宜内部統制システムの改善を図る。
当社及び子会社は、内部統制システムの整備・運用を進める際には、IT環境を踏まえたうえでこれを実施する。

ハ. 信頼性のある財務報告を実現するための体制

当社及び子会社は、代表取締役COOを委員長とする「内部統制委員会」を設置し、適正な内部統制報告書の提出を通じて、信頼性のある財務報告を開示することに全社を挙げて取り組む。

- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて監査等委員会の業務補助のための監査事務局スタッフを置く。
 - ロ. 監査等委員会の委員でない取締役からの独立性を確保するため、監査事務局スタッフの人事については、監査等委員会の委員でない取締役は監査等委員会の意見を尊重する。
 - ハ. 監査事務局スタッフは、監査等委員会の業務を補助するに際しては、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ロ. 当社及び子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
 - 1) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - 2) 会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - 3) 社内外への環境、安全、衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - 4) 行動規範への違反で重大なもの
 - 5) その他上記1)～4)に準じる事項
 - ハ. 当社及び子会社の役員・従業員は、監査等委員会が当社事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - ニ. 当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、その報告者に対し、報告を理由とした不利な取扱いは行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットラインとして規程に定めて徹底する。

- ⑩ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
 - ロ. 監査等委員会である取締役の過半数は社外取締役とし、会社のガバナンスの実効性を高め、対外的な透明性を担保する。
 - ハ. 監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換を持つこととし、また内部監査部門と密接な連携を保つ。さらに、監査等委員会は、会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
 - ニ. 監査等委員会は、独自に意見形成をするため、また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができる。
- ⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況について
- 当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制の整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。
- 内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、当社グループの全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率面にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、事業及び財務の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業の特性を理解し、かつ、コンプライアンス遵守の精神に基づいたコーポレート・ガバナンス構築の重要性を理解し、その上で、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の確保を維持出来るものでなければならぬと考えております。

現時点では特別な企業防衛策は導入いたしておりませんが、事業及び財務の方針の決定を支配する者が、基本方針に反する者である場合には、人材の流出、顧客の離反、その他社会的信用の失墜等により事業の継続が困難となり、当社グループの企業価値を毀損するものと思われ、それ自体が株主共同の利益を損なう不当な企業買収に対する抑止力として働くものと考えております。引き続き当社グループを取り巻く社会情勢等を注視しつつ有効的な企業防衛策の導入について検討してまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しております。当社配当政策の基本方針としては、経営成績及び財政状態を勘案し、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、柔軟な対応をとってまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	89,038	流動負債	80,286
現金及び預金	26,451	買掛金	10,131
売掛金	5,434	短期借入金	32,310
商品及び製品	16,618	1年内返済予定の長期借入金	1,506
販売用不動産	1,597	1年内償還予定の社債	66
仕掛品	3,925	リース債務	249
原材料及び貯蔵品	1,322	未払法人税等	1,151
前渡金	9,577	契約負債	8,632
未収入金	1,974	未払金	522
預け金	20,033	1年内返済予定の長期割賦未払金	773
その他	2,250	賞与引当金	28
貸倒引当金	△147	輸出関税に係る引当金	16,470
		有償支給取引に係る負債	952
		その他	7,490
固定資産	56,763	固定負債	22,176
有形固定資産	46,242	長期借入金	10,381
建物及び構築物	4,907	リース債務	1,466
機械装置及び運搬具	30,898	繰延税金負債	492
土地	2,524	退職給付に係る負債	0
リース資産	3	長期割賦未払金	9,629
建設仮勘定	7,565	長期未払金	6
その他	343	その他	199
無形固定資産	6,587	負債合計	102,463
のれん	3,899	(純資産の部)	
その他	2,687	株主資本	24,266
投資その他の資産	3,933	資本金	2,521
投資有価証券	1,434	資本剰余金	3,153
長期貸付金	10	利益剰余金	18,683
繰延税金資産	705	自己株	△91
その他	2,026	その他の包括利益累計額	△85
貸倒引当金	△242	その他有価証券評価差額金	25
繰延資産	0	為替換算調整勘定	△110
社債発行費	0	新株予約権	264
		非支配株主持分	18,892
資産合計	145,802	純資産合計	43,338
		負債純資産合計	145,802

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年7月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	72,417
売上原価	60,240
売上総利益	12,177
販売費及び一般管理費	8,575
営業利益	3,602
営業外収益	
受取利息	285
持分法による投資利益	100
為替差益	677
貸倒引当金戻入	11
その他	532
営業外費用	
支払利息	1,185
債権償却	0
その他	286
特別利益	3,737
固定資産売却益	7
投資有価証券売却益	149
新株予約権戻入	39
特別損失	
固定資産売却損	10
固定資産除却損	270
投資有価証券売却損	43
追徴	135
税金等調整前当期純利益	460
法人税、住民税及び事業税	835
法人税等調整額	△347
当期純利益	488
非支配株主に帰属する当期純利益	2,984
親会社株主に帰属する当期純利益	2,032
	951

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 金 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,518	2,195	17,800	△144	22,369
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2	2			5
剰余金の配当			△142		△142
親会社株主に帰属する当期純利益			951		951
連結子会社の増資による持分の増減		834			834
連結範囲の変更に伴う剰余金増加額			74		74
連結子会社株式の売却による持分の増減		119			119
持分法適用関連会社の保有する親会社株式の増減				52	52
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	2	957	883	52	1,896
当連結会計年度末残高	2,521	3,153	18,683	△91	24,266

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産計 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為替換 算 勘 定			
当連結会計年度期首残高	37	1,392	305	18,327	42,432
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の 行使）					5
剰余金の配当					△142
親会社株主に帰属する当期 純利益					951
連結子会社の増資による持分の増減					834
連結範囲の変更に伴う剰余金増加額					74
連結子会社株式の売却によ る持分の増減					119
持分法適用関連会社の保有 する親会社株式の増減					52
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	△12	△1,503	△40	565	△990
当期変動額合計	△12	△1,503	△40	565	905
当連結会計年度末残高	25	△110	264	18,892	43,338

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 45社
- ・主要な連結子会社の名称 Vietnam Sunergy Joint Stock Company
Vietnam Sunergy Europe GmbH
VNREE Co., Ltd
VSUN SOLAR USA Inc
VSUN China Co., Ltd
Vietnam Sunergy (Bac Ninh) Company Limited
Vietnam Sunergy Wafer Company Limited
TOYO Company Limited
TOPTOYO INVESTMENT Private Limited
TOYO SOLAR COMPANY LIMITED
TOYO SOLAR SINGAPORE PTE LTD
TOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PLC
TOYO SOLAR TEXAS LLC
WWB株式会社
株式会社パローズ
合同会社WWBソーラー02
角田電燃開発匿名組合事業
株式会社カンパニオソーラー
日本未来エナジー株式会社
J.MIRAI株式会社
PV Repower株式会社
株式会社フレックスホールディングス
WWB Thang Long Corporation
大和町太陽光発電所合同会社
大衡村太陽光発電所合同会社
日本光触媒センター株式会社
バーディフェュエルセルズ合同会社
他18社

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称

VSUN JAPAN株式会社
FUJI GLASS株式会社
日本サンテル株式会社
Japan Renewable Energy Cambodia Co.,Ltd.
九州スポーツ電力株式会社
WA株式会社
合同会社ダイナミック開発
EVN株式会社

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- ③ 連結子会社の事業年度に関する事項
親会社の事業年度の変更に伴い、国内の一部の連結会社も決算日を3月31日に変更しております。
連結子会社の決算期が連結決算日と異なる会社は次の通りであります。

連結子会社の名称	決算日
Vietnam Sunergy Joint Stock Company	12月31日 ※1
Vietnam Sunergy Europe GmbH	12月31日 ※1
VNREE Co., Ltd	12月31日 ※1
VSUN SOLAR USA Inc	12月31日 ※1
VSUN China Co., Ltd	12月31日 ※1
Vietnam Sunergy (Bac Ninh) Company Limited	12月31日 ※1
Vietnam Sunergy Wafer Company Limited	12月31日 ※1
TOYO Company Limited	12月31日 ※1
TOPTOYO INVESTMENT Private Limited	12月31日 ※1
TOYO SOLAR COMPANY LIMITED	12月31日 ※1
TOYO SOLAR SINGAPORE PTE LTD	12月31日 ※1
TOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PLC	12月31日 ※2
TOYO SOLAR TEXAS LLC	12月31日 ※2
角田電燃開発匿名組合事業	8月31日 ※1
大衡村太陽光発電所匿名組合事業	5月31日 ※1
大和町太陽光発電所匿名組合事業	12月31日 ※1

- ※1 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
 ※2 12月31日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日(3月31日)までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
 ※3 WWB Thang Long Corporationは決算日(3月31日)が親会社と同一となったため、当該決算日に係る財務諸表を基礎として連結計算書類を作成しており、当連結会計年度の月数は12か月となっております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 6社
- ・関連会社の名称 東陽パワー株式会社
陽上パワー株式会社
常陽パワー匿名組合事業
日本シナジー電力匿名組合事業
明治機械株式会社
北海道グリーンエネルギー蓄電合同会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称 VSUN JAPAN株式会社
FUJI GLASS株式会社
Ecoba Renewable Energy Solution Joint Stock Co.,Ltd.
Japan Renewable Energy Cambodia Co.,Ltd.
玖暉能源開發有限公司
日本サンテル株式会社
九州スポーツ電力株式会社
WA株式会社
合同会社ダイナミック開発
EVN株式会社
TOYOROBO株式会社
SMART MOTOR株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない関連会社は、小規模であり、また、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

明治機械株式会社は決算日（3月31日）が親会社の連結決算日と同一となったため、当該決算日に係る財務諸表を基礎として連結財務諸表を作成しており、当連結会計年度の月数は12か月となっております。

その他の持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で仮決算を行った財務諸表を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
(持分法非適用)

ロ. その他有価証券 時価法
市場価格のない株式等以外 ただし、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。
のもの

ハ. デリバティブ 時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

二. 棚卸資産

- ・ 商品、仕掛品及び原材料
 - ・ 在外連結子会社
主として総平均法による低価法
 - ・ 国内連結子会社
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 販売用不動産
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 貯蔵品
 - ・ 在外連結子会社
主として総平均法による低価法
 - ・ 国内連結子会社
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法によっております。
ただし、一部の有形固定資産については、定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 5年～25年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3年～17年 |

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- ・ 販売用ソフトウェア 見込販売可能期間 (3年以内) における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間の残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充当するため当連結会計年度に負担すべき支給見込み額を計上しております。
- 輸出関税に係る引当金 一部の連結子会社は、米国へ輸出した製品に対して、将来の同国への関税の支払に備えるため、発生可能性を勘案し、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することにしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

現時点において当社の今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難であります。

収益を認識するにあたっては、当社グループが主な事業としている太陽光パネル製造事業、グリーンエネルギー事業、その他事業における設備販売及び部材の物販、売電及びO&M収入、ソフトウェアライセンス販売、システム構築、その他付帯サービスの提供、及び売電収入等について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

- イ. 一時点で充足される履行義務
当社グループにおいて一時点で充足される履行義務には、太陽光パネル製造事業、グリーンエネルギー事業、その他事業がありますが、これらは、主として顧客への引渡時に収益を認識しています。また、太陽光パネル製造事業において、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において収益を認識しています。
- ロ. 一定の期間にわたり充足される履行義務
当社グループにおいて一定の期間にわたり充足される履行義務には、その他の事業があり、履行義務の充足に応じて収益を認識しています。
- ⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5～20年間の定額法によって償却を行っております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - イ. ヘッジ会計の処理
原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
 - ロ. グループ通算制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を採用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

2. 会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計方針の変更は遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該実務対応報告第7項を適用しているため、当連結計算書類においては、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しておりません。

3. 表示方法の変更

該当事項ありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

科目名	金額
のれん	3,899百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの減損の兆候を把握した場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合にはのれんを含む資産グループについて減損損失の認識を行うこととしております。

将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎として見積もっており、当該見積りは、将来の受注の獲得見込みなどの仮定に基づいており、この仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

輸出関税に係る引当金の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

科目名	金額
輸出関税に係る引当金	16,470百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

米国に輸出した製品に係る輸出関税について、将来の発生見込額を計上しております。当該引当金の計上額については、将来の発生可能性の見込みなどの仮定に基づいており、この仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

5. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	7,525百万円
売掛金	517百万円
商品及び製品	4,145百万円
機械装置及び運搬具	24,280百万円
土地	313百万円
建設仮勘定	761百万円
無形固定資産その他	1,089百万円
計	38,634百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	29,836百万円
1年内返済予定の長期借入金	3,038百万円
1年内返済予定の長期割賦未払金	773百万円
長期借入金	7,074百万円
長期割賦未払金	9,629百万円
計	50,352百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,185百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

陽上パワー株式会社	200百万円
-----------	--------

上記と別に、常陽パワー株式会社の金融機関からの借入及びリース債務に対し、33百万円の債務保証を行っております。

(4) 保有目的の変更

保有目的の変更により、有形固定資産の「建物及び構築物」7百万円、「機械装置及び運搬具」690百万円、「土地」163百万円、無形固定資産の「その他」119百万円を販売用不動産980百万円に振替えております。

(5) 偶発債務

①輸出関税等に係る税務上の損金不算入

当社の連結子会社のVietnam Sunergy Joint Stock Company 及びその子会社（以下、VSUNグループ）は、販売にかかる輸出関税等に関する見積額を計上しており、現地の法人税等の計算上は税務上の損金として取り扱っております。そのため、将来における現地税務当局の調査結果によっては、当該販売にかかる輸出関税等の税務上の損金算入が認められない可能性があります。現時点では将来の追加の法人税等の発生可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であると認識しております。

②訴訟に係る賠償等

2024年12月、当社及び連結子会社7社は、太陽光パネルメーカーから訴訟の提起を受け、米国北カリフォルニア地区連邦地方裁判所より訴状の送達を受けました。なお、その後当社は本件訴訟の当事者から除外されており、当社の連結子会社8社が本件訴訟の当事者となります。現時点において当社の今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度末日における発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(株)	17,927,693	3,000	—	17,930,693

(注) 増加株式数は、新株予約権行使による増加3,000株であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
自己株式(株)	136,988	—	6,812	130,176

(注) 減少株式数は、当社の株式を保有する持分法適用会社に対する持分割合の変更に伴う減少であります。

(3) 新株予約権等に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
第21回新株予約権	普通株式	88,764	—	13,788	74,976
第22回新株予約権	普通株式	30,300	—	30,300	—
第23回新株予約権	普通株式	139,900	—	11,900	128,000
第24回新株予約権	普通株式	68,300	—	300	68,000
第25回新株予約権	普通株式	—	180,000	—	180,000
合 計		327,264	180,000	56,288	450,976

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年9月26日 定時株主総会	普通株式	89	5	2024年6月30日	2024年9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年3月24日 定時取締役会	普通株式	53	3	2025年3月31日	2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融取引に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。資金調達については、自己資金及び銀行借入によることを基本的な取組方針としておりますが、資金需要の内容によっては、市場の状況を勘案の上、社債発行及び増資等によりその資金を賄うなど、最適な方法により調達する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。保守業務について、サービス提供開始時に前受金を受理し、リスクの軽減を図っております。営業債務である買掛金や未払金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払い期日となっております。また、売掛金及び買掛金の一部には外貨建債権債務があり、為替リスクに晒されております。借入金は、運転資金のための借入であり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

なお、当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的に金利スワップ取引等を必要に応じて利用しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

当該リスクに関しては、当社では、顧客毎に取引限度額を設定し、実際の売掛金に対しては取引毎に期日管理を行っております。回収遅延債権に対しては、個別に状況を把握する体制としております。

(ii) 為替リスクの管理

外国為替取引について、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各社において資金繰計画を作成し、適宜更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、現金及び預金、売掛金、預け金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	1,282	1,174	△107
資産計	1,282	1,174	△107
(1) 長期借入金 ※1	11,887	11,850	△36
(2) リース債務 ※2	1,716	1,652	△64
(3) 長期割賦未払金 ※3	10,403	10,324	△78
負債計	24,008	23,828	△179
デリバティブ取引	-	-	
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	
デリバティブ取引計	-	-	

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(※3) 1年内返済予定の割賦未払金を含めております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（4）参照）。

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	532百万円	488百万円	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	152百万円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	28	—	—	28
株式	23	—	—	23
その他	5	—	—	5
資産計	28	—	—	28

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,146	—	—	1,146
資産計	1,146	—	—	1,146
長期借入金	—	11,850	—	11,850
リース債務	—	1,652	—	1,652
長期割賦未払金	—	10,324	—	10,324
負債計	—	23,828	—	23,828

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務及び長期割賦未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、栃木県その他の地域において、賃貸用の土地を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
926百万円	1,991百万円

(注) 当連結会計年度の時価は、主として固定資産税評価額に基づく金額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結損益 計算書計 上額
	太陽光パ ネル製造 事業	グリーン エネルギ ー事業	合計				
売上高							
太陽光発 電所の販 売及び部 材の物販	64,348	2,965	67,314	－	67,314	－	67,314
売電及び O&M 収 入	－	4,476	4,476	－	4,476	－	4,476
その他	－	－	－	626	626	－	626
顧客との契 約から生じ る収益	64,348	7,441	71,790	626	72,417	－	72,417
その他の収 益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客へ の売上高	64,348	7,441	71,790	626	72,417	－	72,417

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	3,580	5,434
契約負債	8,762	8,632

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,358円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	53円50銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年4月10日付の取締役会において、当社取締役である龍 潤生、株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション及びDL Green Investments LPFを割当予定先とする第三者割当により発行される新株式の発行を決議し、2025年4月28日に払込が完了いたしました。なお、本株式の割当予定先である、当社取締役龍 潤生は、特別の利害関係を有するため、本株式の発行に係る取締役会決議には参加しておりません。

① 龍 潤生及び株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション

(1)	払込期日	2025年4月28日
(2)	発行新株式数	普通株式 408,700株
(3)	発行価額	1株につき465.00円
(4)	調達資金の額	190,045,500円
(5)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 龍 潤生 322,600株 株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション 86,100株
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

② DL Green Investments LPF

(1)	払込期日	2025年4月28日
(2)	発行新株式数	普通株式 693,800株
(3)	発行価額	1株につき432.45円

(4)	調達資金の額	300,033,810円
(5)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 DL Green Investments LPF 693,800株
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(連結子会社における自己株式取得)

当社は、2025年4月3日付の取締役会において、連結子会社FUJI SOLAR株式会社による自己株式取得を決議し、同年4月24日及び同年5月1日に自己株式を取得いたしました。当該取得により、当社のVSUNに対する持分比率は、現在の44.4%から14.4%増加し、58.8%になりました。

本取引による当社のVSUN株式持分比率

	自己株式取得前	自己株式取得後
親会社持分	44.4%	58.8%
非支配株主持分	55.6%	41.2%
合計	100.0%	100.0%

(エチオピア太陽光セル工場第2フェーズ建設)

当社は、2025年3月25日付の取締役会において、連結子会社TOYO Co., Ltd.傘下であるエチオピアのTOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PLCの太陽光セル工場第2フェーズの建設に関して決議いたしました。

1. 太陽光セル工場第2フェーズ建設の概要

- (1) 会社名：TOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PLC
- (2) 所在地：エチオピア連邦民主共和国シダマ州アワサ市
- (3) 敷地面積：28,000㎡
- (4) 投資金額：46.8百万USドル（約70億円）
- (5) 調達方法：自己資金、銀行借入及び直接金融等の調達方法を検討中
- (6) 事業内容：太陽光セルの製造、販売
- (7) 生産能力：2GW（第1フェーズの2GWを含め、合計4GW体制）
- (8) 従業員数：約880名

※工場の土地・建屋はリース契約、投資金額の対象は製造設備・付帯設備です

2. 今後の日程

竣工予定：2025年7～9月（2026年3月期第2四半期）

13. その他の注記

(連結決算日の変更に関する事項)

2025年2月21日に開催した臨時株主総会での決議をもって、当社グループの決算期（事業年度の末日）は毎年6月30日から毎年3月31日に変更となりました。そのため、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度（2025年3月期）は2024年7月1日から2025年3月31日までの9ヵ月間を連結対象期間としています。なお、従来から3月決算である連結子会社及び関連会社は、2024年4月1日から2025年3月31日までの12ヵ月間を連結対象期間としています。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,190	流動負債	1,854
現金及び預金	193	買掛金	0
売掛金	1	短期借入金	400
前渡金	1	一年内返済予定の長期借入金	121
前払費用	25	リース債務	1
関係会社短期貸付金	100	未払金	373
関係会社未収入金	2,660	関係会社未払金	815
その他	354	未払費用	19
貸倒引当金	△145	未払法人税等	73
		前受金	26
		預り金	7
		賞与引当金	15
固定資産	4,273	固定負債	377
有形固定資産	265	長期借入金	313
建物及び構築物	39	長期リース債務	1
工具器具及び備品	20	預り敷金保証金	62
リース資産	3		
土地	202		
無形固定資産	31	負債合計	2,232
ソフトウェア	22	(純資産の部)	
その他	8	株主資本	4,962
投資その他の資産	3,976	資本金	2,521
関係会社株式	3,469	資本剰余金	1,865
出資金	0	資本準備金	1,865
関係会社長期貸付金	476	利益剰余金	599
繰延税金資産	5	利益準備金	53
その他	25	その他利益剰余金	546
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	546
		自己株式	△24
		評価換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
		新株予約権	264
資産合計	7,464	純資産合計	5,232
		負債純資産合計	7,464

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年7月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	677
売上総利益	677
販売費及び一般管理費	628
営業利益	49
営業外収益	
受取利息	75
受取配当金	0
その他	1
営業外費用	
支払利息	26
支払手数料	0
その他	4
経常利益	95
特別利益	
投資有価証券売却益	55
貸倒引当金戻入額	66
新株予約権戻入益	39
特別損失	
貸倒引当金繰入額	4
抱合せ株式消滅差損	2
税引前当期純利益	249
法人税、住民税及び事業税	△54
法人税等調整額	3
当期純利益	299

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資 準 備 本 金	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金				利 益 剩 余 金 計
				繰 越 利 益 金	繰 越 利 益 金			
当 期 首 残 高	2,518	1,862	53	389	442	△24	4,799	
当 事 業 年 度 中 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	2	2					5	
剩 余 金 の 配 当				△142	△142		△142	
当 期 純 利 益				299	299		299	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 事 業 年 度 中 変 動 額 計	2	2	-	157	157	-	162	
当 期 末 残 高	2,521	1,865	53	546	599	△24	4,962	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純 資 産 計
当 期 首 残 高	2	305	5,107
当 事 業 年 度 中 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			5
剰 余 金 の 配 当			△142
当 期 純 利 益			299
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2	△40	△37
当 事 業 年 度 中 変 動 額 合	2	△40	125
当 期 末 残 高	5	264	5,232

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・販売用ソフトウェア

見込販売可能期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間の残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料収入及び受取配当金であります。経営指導料収入は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されていることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を採用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。

2. 会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額
関係会社株式	3,469百万円

②見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時には、実行可能で合理的な事業計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理することとしております。

関係会社株式の評価において使用される事業計画は、将来における受注見込みなどの仮定に基づいており、この仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
現金及び預金	100百万円
② 担保に係る債務	
短期借入金	100百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 40百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

WWB株式会社	1,449百万円
株式会社バローズ	1,777百万円
合同会社WWBソーラー01	871百万円
株式会社ジャパン・ソーラー・パワー	116百万円
合同会社WWBソーラー03	4,027百万円
日本光触媒センター株式会社	20百万円
計	8,262百万円

(4) 関係会社に対する債権債務

① 短期金銭債権	347百万円
② 短期金銭債務	227百万円

(注) 上記金額には貸借対照表上、別掲して表示されている金額は含まれておりません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	
売上高	651百万円
販売費及び一般管理費	－百万円
② 営業取引以外の取引高	
受取利息	75百万円
支払利息	20百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	82,522株	－株	－株	82,522株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は税務上の繰越欠損金及び貸倒引当金で、評価性引当額を控除しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	FUJI SOLAR 株式会社	1百万円	太陽光 パネル 製造 事業	(所有) 間接 51.0	取締役 1名	事務の 受託	資金の預託及 び借入	90百万円	関係会社 未収入金	—
							受取利息 (注) 3	0百万円	—	—
							支払利息 (注) 3	0百万円	—	—
子会社	WWB株式 会社	100百万円	建機販売 事業及び グリーン エネルギー 事業	(所有) 直接 100.0	取締役 1名 監査役 1名	事務の受 託、債務 保証	資金の預託 及び借入	1,927百万円	関係会社 未収入金	2,024百万 円
							受取配当金	956百万円	—	—
							経営指導料 (注) 1	465百万円	—	—
							受取利息 (注) 3	62百万円	—	—
							債務保証 (注) 2	1,449百万円	—	—
							貸付金の回 収(注) 3	150百万円	関係会社 短期貸付金	100百万円
									関係会社 長期貸付金	476百万円
増資の引 受(注) 4	2,500百万円	関係会社株 式	2,500百万 円							

種 類	会社等の名称	資 本 金 又 出 資 金	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	株式会社 パローズ	100百万円	グリーン エネ ル ギ ー 事 業	(所有) 間 接 99.9	取締役 1名	事務の受 託、債 務 保 証	資金の預託及 び借入	219百万円	関係会社 未収入金	411百万円
							経営指導料 (注) 1	150百万円	-	-
							債務保証 (注) 2	1,777百万円	-	-
							受取利息 (注) 3	8百万円	-	-
子会社	株式会社 パローズエ ン ジ ニ ア リ ン グ (注) 5	9百万円	グリーン エネ ル ギ ー 事 業	(所有) 間 接 99.9	取締役 1名	事務の 受 託	資金の預託 及び借入	299百万円	関係会社 未払金	-
							支 払 利 息 (注) 3	4百万円	-	-
子会社	合 同 会 社 W W B ソ ー ラ ー 01	0百万円	グリーン エネ ル ギ ー 事 業	(所有) 間 接 100.0	-	債務保証	債 務 保 証 (注) 2	871百万円	-	-
子会社	合 同 会 社 W W B ソ ー ラ ー 02	0百万円	グリーン エネ ル ギ ー 事 業	(所有) 間 接 100.0	-	事務の 受 託	資金の預託 及び借入	0百万円	関係会社 未払金	90百万円
							支 払 利 息 (注) 3	2百万円	-	-
子会社	株 式 会 社 B L E S S	7百万円	グリーン エネ ル ギ ー 事 業	(所有) 間 接 99.9	-	事務の 受 託	資金の預託 及び借入	0百万円	関係会社 未払金	79百万円
							支 払 利 息 (注) 3	2百万円	-	-
子会社	株 式 会 社 ジ ャ パ ン ・ ソ ー ラ ー ・ パ ワ ー	50百万円	グリーン エネ ル ギ ー 事 業	(所有) 間 接 100.0	-	事務の受 託、債 務 保 証	資金の預託 及び借入	71百万円	関係会社 未払金	168百万円
							債 務 保 証 (注) 2	116百万円	-	-
							支 払 利 息 (注) 3	3百万円	-	-
子会社	合 同 会 社 W W B ソ ー ラ ー 03	100百万円	グリーン エネ ル ギ ー 事 業	(所有) 間 接 100.0	-	債務保証	債 務 保 証 (注) 2	4,027百万円	-	-

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 HSJ	10百万円	グリーン エネルギ ー事業	(所有) 間接 100.0	-	事務の 受託	資金の預託 及び借入	47百万円	関係会社 未収入金	41百万円
							受取利息 (注) 3	1百万円	-	-
子会社	大和町 太陽光 発電所 合同会社	0百万円	グリーン エネルギ ー事業	(所有) 間接 100.0	-	事務の 受託	資金の預託 及び借入	27百万円	関係会社 未払金	155百万円
							支払利息 (注3)	3百万円	-	-
子会社	Abit 株式 会社 (注) 5	100百万円	IT事業	(所有) 直接 100.0	監査役 1名	事務の 受託、 債務保証	貸付金の貸 付及び回収	164百万円	関係会社 短期貸付金	-
							債務保証 (注) 2	-	-	-
							受取利息 (注) 3	1百万円	-	-
							支払利息 (注) 3	1百万円	-	-
子会社	日本光触媒 センター株 式会社	100百万円	光触媒 事業	(所有) 間接 100.0	取締役 1名	事務の 受託、 債務保証	資金の預託 及び借入	5百万円	関係会社未 収入金	146百万円
							債務保証 (注) 2	20百万円	-	-
							受取利息 (注) 3	2百万円	-	-
子会社	株式会社フ レックスホ ールディン グス	30百万円	グリーン エネルギ ー事業	(所有) 間接 100.0	-	事務の 受託	支払利息 (注) 3	1百万円	関係会社未 払金	191百万円
子会社	株式会社カ ンパニオン ーラー	1百万円	グリーン エネルギ ー事業	(所有) 間接 100.0	-	事務の 受託	支払利息 (注) 3	1百万円	関係会社未 払金	78百万円

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料については、対価として妥当な金額を契約により決定しております。
2. 取引銀行からの借入金について、債務保証を行っております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額は保証債務の期末残高を記載しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 増資の引受は、債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ)によるものであります。
5. 当事業年度末で合併により消滅しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 [収益及び費用の計上基準]」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 278円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円80銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年4月10日付の取締役会において、当社取締役である龍 潤生、株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション及びDL Green Investments LPFを割当予定先とする第三者割当により発行される新株式の発行を決議し、2025年4月28日に払込が完了いたしました。なお、本株式の割当予定先である、当社取締役龍 潤生は、特別の利害関係を有するため、本株式の発行に係る取締役会決議には参加しておりません。

① 龍 潤生及び株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション

(1)	払込期日	2025年4月28日
(2)	発行新株式数	普通株式 408,700株
(3)	発行価額	1株につき465.00円
(4)	調達資金の額	190,045,500円

(5)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 龍 潤生 322,600株 株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション 86,100株
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

② DL Green Investments LPF

(1)	払込期日	2025年4月28日
(2)	発行新株式数	普通株式 693,800株
(3)	発行価額	1株につき432.45円
(4)	調達資金の額	300,033,810円
(5)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 DL Green Investments LPF 693,800株
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

12. その他の注記

(追加情報)

(決算日の変更に関する事項)

2025年2月21日に開催した臨時株主総会での決議をもって、当社の決算期（事業年度の末日）は毎年6月30日から毎年3月31日に変更となりました。なお、詳細につきましては「連結注記表(その他の注記(連結決算日の変更に関する事項))」をご参照下さい。

(企業結合当関係)

(1). 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称：Abalance株式会社

事業の内容：子会社管理

(消滅会社)

名称：Abit株式会社

事業の内容：ソフトウェアライセンス販売、システム構築、その他付帯サービスの提供に関するIT事業

②企業結合を行った主な理由

組織及び事業の合理化を図り、グループ全体で有する経営資源の効率化を進めることにより、シナジ

一効果を図ることを目的としております。

③企業結合日

2025年3月31日

④企業結合の法的形式

Abalance株式会社を存続会社、Abit株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

⑤結合後企業の名称

Abalance株式会社

(2). 取得の対価

当該合併は当社と100%子会社との合併であり無対価合併（適格合併）であります。そのため、当社が当合併に際して対価を取得しておりません。

(3). 企業結合日に取得した資産及び引き受けた負債の公正価値

	金額（百万円）
現金及び現金同等物	1
営業債権及びその他の債権	238
その他の資産	6
<u>資産合計</u>	<u>246</u>
営業債務及びその他の債務	5
有利子負債	152
未払法人税等	49
その他の負債	7
純資産	30
<u>負債・純資産合計</u>	<u>246</u>

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

Abalance株式会社
取締役会 御中有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋市中指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀江 将仁指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 智大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Abalance株式会社の2024年7月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Abalance株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表 5.連結貸借対照表に関する注記(5) 偶発債務 ①輸出関税等に係る税務上の損金不算入に記載されているとおり、会社の連結子会社のVietnam Sunergy Joint Stock Company 及びその子会社(以下、VSUNグループ)は、販売にかかる輸出関税等の見積額を計上しており、現地の法人税等の計算上は税務上の損金として取り扱っている。そのため、将来における現地税務当局の調査結果によっては、当該販売にかかる輸出関税等の税務上の損金算入が認められない可能性があるが、現時点では将来の追加の法人税等の発生可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であると認識している。
2. 連結注記表 5.連結貸借対照表に関する注記(5) 偶発債務 ②訴訟に係る賠償等に記載されているとおり、会社及び連結子会社7社は、太陽光パネルメーカーから訴訟の提起を受け、米国北カリフォルニア地区連邦地方裁判所より訴状の送達を受けた。その後、会社は本件訴訟の当事者から除外され、会社の連結子会社8社が本件訴訟の当事者となった。現時点において会社の今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2024年6月30日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して、2024年9月3日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

Abalance株式会社
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人

愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 堀江 将仁
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 智大
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Abalance株式会社の2024年7月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年6月30日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して、2024年9月3日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を維持し、かつ、定期的な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

Abalance株式会社 監査等委員会
議 長 本 間 勝 ㊟
監 査 等 委 員 柳 瀬 重 人 ㊟
監 査 等 委 員 中 谷 百 合 子 ㊟

監査等委員会議長 本間 勝及び監査等委員 柳瀬重人、中谷百合子は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪4丁目10番30号

会場

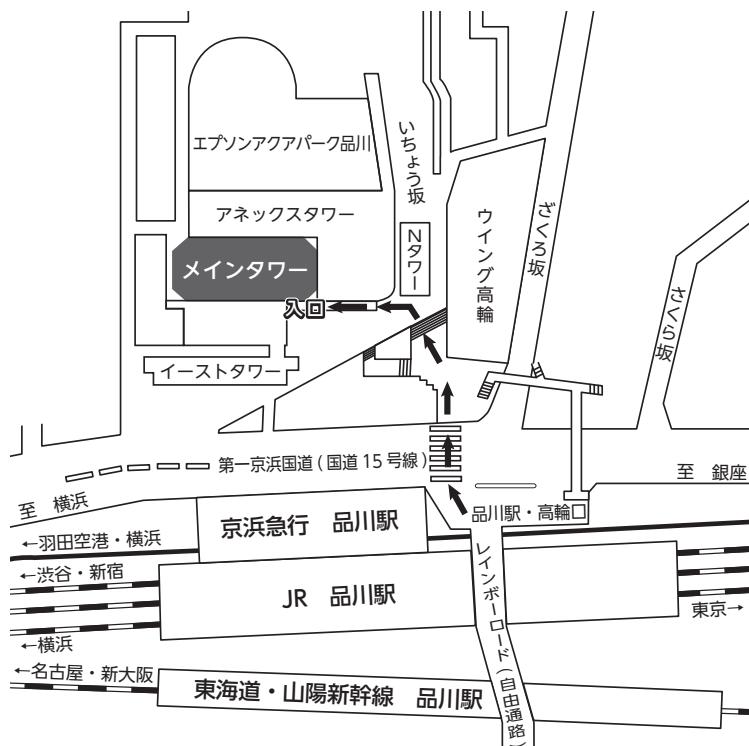
品川プリンスホテル

メインタワー17階「オパール17」

電話

03-3440-1111(代表)

会場周辺図



交通機関

JR・京浜急行

品川駅（高輪口）より
徒歩約4分

お願い

当日は、品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで17階までお越してください。受付は17階の会場受付で行います。
なお、手荷物等は2階クロークにお預けください。

UD
FONT